

筑波大学法科大学院
令和3年度入学者選抜 法学既修者コース筆記試験

《民事法 出題趣旨》

民法の【第1問】は、取得時効と登記に関する問題である。【第1問】の(1)では、短期取得時効も長期取得時効も完成している事案で、原所有者からの譲受人が短期取得時効完成後かつ長期取得時効完成前に現れた場合に、(2)では、短期取得時効は完成しているが長期取得時効は完成していない事案で、原所有者からの譲受人が短期取得時効完成後に現れた場合に、登記を具備していない占有者が取得時効の完成を譲受人に対して主張することができるかが問われている。

民法の【第2問】は、委託を受けた保証人の求償権、詐害行為取消請求の要件および効果について、その基本的な理解を問う問題である。【第2問】では、委託を受けた保証人の求償権の仕組を正確に理解していること、事案に即して詐害行為取消請求の根拠となる条文とその要件を適切に示していること、詐害行為取消請求の相手方と効果を正確に把握していることなどが問われている。

民事訴訟法は、同法142条についての基本的理解を前提として、明示の一部請求後の残部債権を別訴における相殺の抗弁に供した場合に同条の趣旨が及ぶかどうかにつき、他説の理解を示すとともに、自説を論理的に展開できるかどうかを問う問題である。

《刑事法 出題趣旨》

刑法では、まず、路上でのひったくり事例につき、強盗致傷罪の成否が問われている。次に、いわゆる防衛行為と第三者の事例につき、いかなる理論構成により処理するかが問われている。最後に、警察官に抵抗した事例につき、公務執行妨害罪の成否が問われている。

刑事訴訟法では、伝聞法則に関する法の解釈および適用が問題となった架空の事例について、争点となりうる法律上の問題を抽出すること、その問題の解決に必要な範囲での法の解釈を示すこと、そして、法の適用にとって重要な事実を抽出し、規範へのあてはめを提示することが問われている。

《公法 出題趣旨》

営業の自由に対する制約の合憲性および損失補償の要否等を問う問題である。営業の自由(憲法22条1項)については、薬事法違憲判決と同レベルの厳格度の審査基準を本問に適用することができるかどうか、まず問題となる。その判断に当たっては、改正法の目的(消極的か積極的か)という観点のみならず(正確には、それ以前に)、開業許可制ではない(既に開業許可を得た業者に対する)規制である点の検討が必須である。その上で、上記の検討の結果選択された違憲審査基準に従って、目的、手段の順で合憲性を検討することが求められている。

損失補償(憲法29条3項)の要否については、複数の考え方があるが、営業禁止命令の目的(消極か積極か)および制約の強度が必須の要考慮事項になる点で共通する。また損失補償規定が置かれていない点については河川付近地制限令事件上告審判決への言及が必須となる。なお、損失補償については、専ら土地を対象とした収用の事例が取り上げられることが多いが、本問では不動産以外の財産的価値の損失をめぐる事例を用いた。